

福岡市公報

令和2年3月12日 第6656号(別冊3)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 次—

ページ

人事委員会

○福岡市立学校の教育職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部改正（規則第1号）	1
--	---

人事委員会

福岡市立学校の教育職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し，ここに公布する。

令和2年3月12日

福岡市人事委員会

委員長 小 山 邦 和

福岡市人事委員会規則第1号

福岡市立学校の教育職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡市立学校の教育職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則（昭和47年福岡市人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書中「臨時的に任用された教育職員及び任期を定めて採用された教育職員（以下「臨時的任用教育職員等」という。）」を「臨時的に任用された教育職員又は任期を定めて任用された教育職員のうち人事委員会が別に定める者（以下「臨時的任用教育職員等」という。）」に改める。

別表第4 1 教育職給料表(1)初任給基準表備考，同表3 教育職給料表(3)初任給基準表備考及び同表4 教育職給料表(4)初任給基準表備考を削る。

附 則

この規則は，令和2年4月1日から施行する。

